

一般社団法人広島県マンション管理士会倫理規定

<前文>

一般社団法人広島県マンション管理士会（以下「当法人」という。）の会員は、以下の倫理規程に定められた事項を遵守しなければならない。会員は、相談者又は依頼者たる管理組合等（以下「相談者等」という。）に対する助言、指導、及びその他の援助並びに紛争解決の支援等の業務を通じ、マンションにおける良好な住環境の確保を図り、もって広島県民の生活の安定向上と地域経済の健全な発展に寄与することを使命としている。

このため、会員は、マンション管理に関する正しい知識を広め、相談者等並びにマンション管理に関わる関係者全般の理解を深めることにより、居住者の保護や良質なマンションストックの実現をはじめとする公益の増進を図ると共に、相談者等の自立と健全なコミュニティ形成を促し、マンション管理の適正化を推進することを活動の目的とする。

この使命及び目的を実現するに当たって、会員には専門家としての高度な知識と豊富な経験、及びその精神に於いて、正義、公平、平等等の高い倫理性が求められる。故に、自らを律し、且つ、社会の期待に応えるべく、ここに倫理規程を定める。

<法令の遵守>

第1条 会員は、民法、区分所有法、マンション管理適正化法等の法令を遵守しなければならない。また、他に資格・認可等を要する業務についてはその資格・認可を得ることなくかかる業務を行ってはならない。

<信義誠実>

第2条 会員は、常に品位を保持し信義誠実を旨として業務を遂行するものとし、当法人及び当法人の会員の信用を損ね不名誉となる行為をしてはならない。

<公正・中立の保持>

第3条 会員は、マンション管理士の業務について積極的に推進すると共に、公正・中立を保持しなければならない。

<秘密保持>

第4条 会員は、当法人での活動及び業務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏洩してはならない。また、当法人を退会した後も同様に守秘の責務を果たさなくてはならない。

<能力向上>

第5条 会員は、当法人及び日管連が主催、共催又は推奨する研修及び講習等に積極的に参加して専門的知識を習得し、能力・資質の向上に努めると共に、会員相互にその立場を尊重し、積極的に知識・技能・情報の交流を図るものとする。

<諸規程等の遵守>

第6条 会員は、定款、本規程、諸規則及び諸規程を誠実に遵守するとともに、当法人の発展と会員との協調に努めなければならない。

<特別な関係がある場合>

第7条 会員は、相談者等と利益相反事項がある場合にはこれを告知しなければならない。また、これが自己の中立性を損なう可能性がある場合には業務を行ってはならない。

<不当な勧誘行為の禁止>

第8条 会員は、自己の利益のため、誤解を招きやすいもの、虚偽若しくは誇大なもの、品位を欠く等不当な手法により相談者等を勧誘してはならない。

<自己責任>

第9条 会員は、自己の業務（無料相談会等における対応を含む）について当法人が責任を持つような印象を相談者等に与えてはならず、自己の業務は自己の責任において実行しなければならない。

<懲戒処分>

第10条 当法人は、本規程に違反した会員に対して、弁明する機会を与えたうえで、理事会又は総会の決議において定款第18条の定めによる懲戒処分を行うことができる。

2 前項の処分を行う際に日管連の「綱紀委員会」の判断を仰ぐことができる。

<規格外事項>

第11条 本規程以外の事項については、一般社団法人日本マンション管理士会連合会(日管連)の倫理規程を準用する。

附則

第1条 本規定は、平成28年1月12日開催の当法人臨時総会の決議により、同日施行する。